

川西市居宅介護(介護予防)住宅改修費 申請の手引き

制度案内～手続きの流れについて

川西市福祉部介護保険課
072-740-1148(直通)

令和3年3月

目次

住宅改修とは	1
利用できる方	1
支給限度基準額と負担割合	2
支給される金額	3
住宅改修の対象となる工事	4
住宅改修工事を利用する際の相談先	6
手続きの流れ	7

住宅改修とは

在宅で介護を必要とする要介護(要支援)の認定を持つ方が、手すりの取り付け工事など特定の種類の住宅改修を行った場合に、市が改修費(上限20万円)のうち7~9割を支給する制度です。

支給を受けるためには、必ず着工前・着工後にそれぞれ手続きが必要です。

利用できる方

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

要介護(要支援)認定を受けており、在宅である。(入院・入所・外泊は原則不可)

「改修する住宅 = 介護保険の被保険者証に記載されている住所地」であり、本人が現に居住している。(介護保険施設は原則不可)

留意点

介護認定申請中の方について

介護認定申請中の方が、認定結果が出る前に住宅改修の利用を必要とする特段の事情がある場合は、「事前申請」を行い、市の承認後に工事着工することは可能です。ただし、「支給申請」は認定結果が出た後になるため、認定結果が「非該当」の場合は住宅改修費の支給はできません。

入院中、または施設入所中の方について

入院中や施設入所中の方について、退院・退所に先立ち住宅改修の利用を必要とする特段の事情がある場合は、「事前申請」を行い、市の承認後に工事着工することは可能です。ただし、「支給申請」は在宅に戻ることができた後になります(一時帰宅は「在宅」とは認められません)。そのため、退院・退所ができない場合、住宅改修費の支給はできません。

一時的に身を寄せている住宅の改修について

住宅改修を行う住宅は、介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅に限られます。そのため、住所地とは異なる親族等の住宅に一時的に身を寄せている場合、その滞在先の住宅改修は認められません。

他市から川西市へ転居する場合で、転居予定先の住宅改修を希望する場合について

現在他市に住民登録があり、川西市内の住宅に転居する予定がある場合、住民登録を川西市へ変更する前に住宅改修を行うことは認められません。(ただし、転居先が介護保険施設や

介護付有料老人ホームなどの場合は、転居前の介護保険被保険者証を交付している市町村にお尋ねください)

老朽化や破損を理由とする工事や、将来的に必要になりそうな工事を行うことについて

老朽化や破損を理由とする工事や、リフォームを目的とした工事、新築や増築(新たに居室を設ける等)に伴う工事は対象外です。

また、現在の身体状況に沿った必要最小限の工事が対象となるため、将来的に必要となる工事を前もって行うことは認められません。20万円の限度額内であれば複数回に分けて利用することも可能ですので、特定福祉用具購入や福祉用具貸与の併用なども含めた効果的な工事について、ケアマネジャー等に相談・確認してください。

家族等が自ら行う住宅改修について

被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修を行う場合は、材料費のみが支給対象になります。この場合の「領収書」は、材料の販売者が発行したものになります。また、事前申請の際に添付する工事見積書は、使用した材料の内訳を本人または家族等が作成することになります。

支給限度基準額と負担割合

要介護状態区分にかかわらず、支給限度基準額は被保険者1人につき原則20万円です。

(例)1割負担の方が20万円の住宅改修を行った場合

自己負担額・・・2万円　介護保険給付額・・・18万円　となります。

負担割合は、「介護保険負担割合証」を確認してください。給付額は「領収日」時点の負担割合に応じて決定されますので、注意してください。

支給限度基準額の例外

転居した場合

あらためて支給限度基準額(20万円)が適用されます。

要介護度が著しく重度化した場合

最初の住宅改修を行った時の介護度と比べて、要介護状態区分が著しく重くなった場合には、あらためて支給限度基準額(20万円)が適用されます(1回のみ)。

支給可能な残額がある場合でも、上限額は一律20万円までとなります。

次のページに、適用となる一覧表を掲載しています。

最初に住宅改修を行った時の 要介護状態区分	支給限度基準額(20万円)が あらためて適用される要介護状態区分
要支援 1 経過的要介護 旧要支援	要介護 3 要介護 4 要介護 5
要支援 2 要介護 1	要介護 4 要介護 5
要介護 2	要介護 5
要介護 3～要介護 5	適用なし

支給される金額

支給限度基準額 20 万円に対して負担割合に応じた金額となるため、被保険者 1 人につき原則 14～18 万までとなります。(例:1 割負担の方が 20 万円の改修工事を行った場合、18 万円が支給され 2 万円が自己負担額となります)

上限額の範囲内であれば複数回にわたって改修することも可能ですが、上限額を超える場合、差額は全て自己負担となります。

大規模な改修が必要な場合、介護保険制度とは別に、さらに 80 万円を限度としてその一部を助成する制度「住宅改造助成事業(特別型)」もあります。

兵庫県が独自に実施している制度で、受付・審査は介護保険課で行います。ただし、

- ・初回の介護保険の住宅改修と一体的に利用する
- ・所得制限がある
- ・事前の申請に加え、市の現地確認が必要(申請～着工までの期間は 1 ヶ月程度を要します)
- ・受付期間が決まっている

などの条件がありますので、詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

なお、「住宅改造(特別型)」の手引きについては川西市のホームページに別途掲載しています。

住宅改修に要した費用のうち、自己負担額が 50 万円以上となる場合、固定資産税の減額措置の対象になる場合があります。詳しくは資産税課(072-740-1133)までお尋ねください。

住宅改修の対象となる工事

事前申請において、改修内容が次に掲げる ～ の範囲に該当するか、また、ケアマネジャー等が作成する理由書に基づいた適切な工事であるかについて審査し、適当と判断した場合に限り承認します。市の承認を得ずに行われた改修については、～ に該当する改修であっても住宅改修費を支給できませんのでご注意ください。

手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に、転倒予防もしくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置する工事が対象です。

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。材質等の指定はありませんが、デザインが華美で、それにより著しく高額となるものについては対象とならない場合がありますので注意してください。

取り付けに際して工事を伴わないものは、福祉用具貸与の取り扱いとなります。

段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差、及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消する目的で行う工事が対象です。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事や浴室の床のかさ上げ等です。

スロープや踏み台を設置する場合は、必ず固定されることが必要です。家族等が容易に取り外し、または移動できるものは対象外になるので注意してください。

(例) 取り付けに際して工事を伴わないスロープ・・・福祉用具貸与
浴室内すのこ、浴槽内すのこ……………特定福祉用具購入

補高便座は特定福祉用具購入での取り扱いとなります。

昇降機や段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外です。

昇降機……………大規模な工事を必要としない場合は「住宅改造(特別型)」の利用により対象となる場合があります。詳しくは介護保険課までお尋ねください。
段差解消機……………福祉用具貸与での取り扱いとなります。詳しくは担当のケアマネジャーにお尋ねください。

床・通路面の材料の変更

滑り止めや移動の円滑化等のために行う工事が対象で、床又は通路面の材料の変更を指します。

(例)居室……畳敷きから板製床材、ビニール系床材等への変更

浴室……床材を滑りにくいものへ変更(浴槽内の滑り止めマットは、対象外です)

通路面……滑りにくい舗装材への変更

引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えの工事が対象です。また、扉の撤去、ドアノブの変更、扉位置の変更、戸車の設置等も対象に含まれます。

引き戸等の新設については、扉位置の変更より費用が低く抑えられる場合に限り対象となります。

移動時に車いすを常時必要とする方で、住宅内での動作を円滑に行うため既存の引き戸を3枚引き戸に取り替える工事は、本人の身体状況等に照らし、市が必要と認めた場合は対象となります。

引き戸などへの扉の取り替えに合わせて自動ドアとした場合、ドアの動力部分の費用相当額は対象外となります。

洋式便器などへの便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事が対象です。

既に洋式便器であるものを、暖房便座や洗浄機能等が付加されている便器へ変更する場合は対象外となりますので注意してください。

非水洗和式便器を水洗洋式便器に取り替える場合、当該工事のうち水洗化に関する費用は保険給付の対象外です。

その他(~ の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修)

手すりの取り付けのための壁の下地補強
 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事
 床材の変更のための下地の補修・補強
 扉の取り替えに伴う壁または柱の改修工事
 便器の取り替えに伴う給排水設備工事、床材の変更 などが挙げられます。

屋外に手すりを取り付ける際、門扉を移設または撤去する費用は付帯工事とは認められません。

住宅改修工事を利用する際の相談先

住宅改修を利用する方は、工事前に必ず担当の介護支援専門員等(ケアマネジャー等)に相談してください。施工業者を選ぶときには、複数の業者から見積もりを取り、比較したうえで選ぶことをお勧めします(市指定の業者はありません)。なお、ケアマネジャーは利用者に対して、複数の施工業者から見積りを取るよう説明する必要があります。

担当のケアマネジャーが決まっていない場合、相談先は次のとおりです。

要支援1・2の方 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

地域包括支援センターの名称	電話番号	担当地域
川西南 地域包括支援センター	755-3315	加茂1~6丁目 久代1~6丁目 栄根2丁目(1~6番除く) 下加茂1~2丁目 東久代1~2丁目 南花屋敷1~4丁目
川西 地域包括支援センター	755-1041	鶯の森町 小花1~2丁目 小戸1~3丁目 霞ヶ丘1~2丁目 絹延町 栄町 栄根1丁目・栄根2丁目1~6番 滝山町(8番除く) 中央町 寺畑1~2丁目 出在家町 花屋敷1~2丁目 花屋敷山手町 萩原1丁目 日高町 火打1~2丁目 丸の内町 満願寺 満願寺町 松が丘町 美園町
明峰 地域包括支援センター	793-2703	鶯台1~2丁目 鶯が丘 錦松台 滝山町 8番 西多田1丁目1番・2番 西多田字上平井田 萩原2~3丁目 萩原台東1~2丁目 萩原台西1~3丁目 南野坂1~2丁目 南野山 湯山台1~2丁目 湯山裏
多田 地域包括支援センター	790-1301	新田1~3丁目 新田 多田院1~2丁目 多田院 多田院多田所 多田院西1~2丁目 多田桜木1~2丁目 鼓が滝1~3丁目 西多田(明峰小学校区除く) 西多田1丁目(1・2番除く)・2丁目 東多田1~3丁目 東多田 平野1~3丁目 平野 矢問1~3丁目 矢問東町

清和台 地域包括支援センター	799-6800	赤松 石道 芋生 けやき坂1～5丁目 清和台東1～5丁目 清和台西1～5丁目 虫生 柳谷 若宮
緑台 地域包括支援センター	792-6055	向陽台 1～3丁目 水明台 1～4丁目 清流台 緑台 1～7丁目
東谷 地域包括支援センター	790-4055	国崎 黒川 下財町 笹部 1～3丁目 笹部 大和東 1～5丁目 大和西 1～5丁目 長尾町 西畦野 1～2丁目 西畦野 一庫 一庫 1～3丁目 東畦野 1～6丁目 東畦野山手 1～2丁目 東畦野 丸山台 1～3丁目 見野 1～3丁目 緑が丘 1～2丁目 美山台 1～3丁目 山原 1～2丁 目 山原 山下町 山下 横路

要介護1～5の方

任意の居宅介護支援事業所(ケアマネジャーが在席している事業所です。川西市外でも構いません)

市内の居宅介護支援事業所の一覧については川西市のホームページに別途掲載しています。詳しくは介護保険課までお尋ねください。

要介護(要支援)認定を持っていない方

基本チェックリストによる「事業対象者」の方

住宅改修を利用するためには、要介護(要支援)認定申請を行い、要介護または要支援者となる必要があります。認定申請の方法については、介護保険課もしくは担当の地域包括支援センターにお尋ねください。

手続きの流れ

相談・見積もり

担当ケアマネジャーに住宅改修の利用について相談し、施工業者に見積もりを依頼してください。

事前申請

住宅改修工事の着工前に介護保険課へ事前申請を行い、工事の承認を受けることが必要です。工事の承認が出る前に着工した場合、住宅改修費は支給できません。

(なお、事前申請の受付から承認までは7営業日程度を要しますので、余裕をもってご申請ください。また、施工内容や書類に不備がなくとも、承認に時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください)

承認

工事内容の審査が完了すると、市から被保険者・施工業者宛に承認の通知が交付されます。通知書に記載された注意事項等を必ずお読みください。

着工

必ず、事前申請の内容と同一の工事を行ってください。事前申請書類を提出した後、または承認を受けた後に工事内容・金額等に変更があった場合は、工事を中断し、必ず介護保険課及び担当ケアマネジャーへ連絡してください。連絡なく変更した場合、住宅改修費を支給できなくなることがあります。

支給申請

工事が完了した後、支給申請を行ってください。

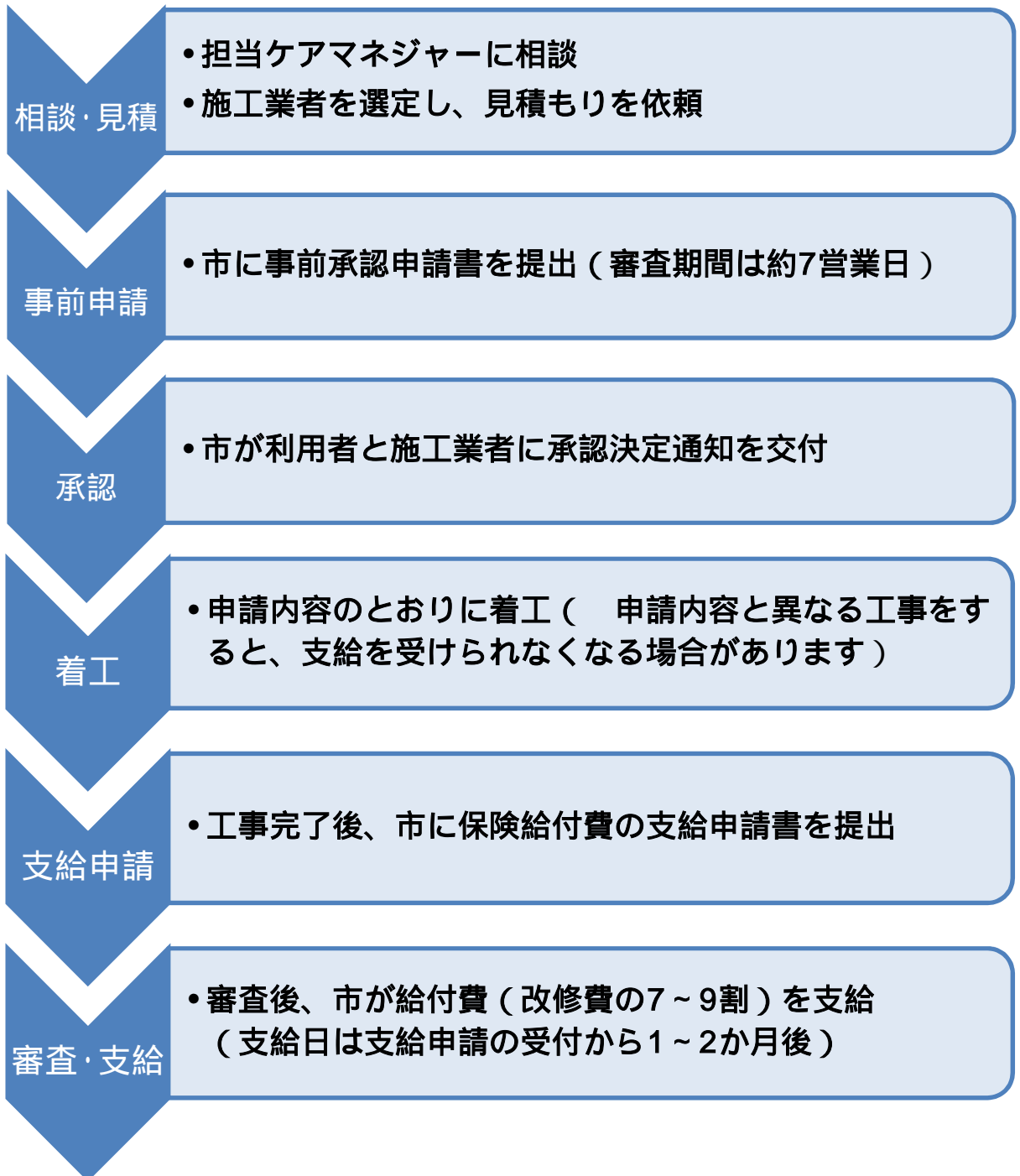
要介護(要支援)認定を新規(区分変更)申請中の状態で「承認」を受けた場合、「支給申請」は認定結果が決定するまで行うことができませんので注意してください。また、非該当となった場合は住宅改修費を支給できません。

本人が入院・入所中の状態で「承認」を受けた場合、「支給申請」は退院・退所するまで行うことができませんので注意してください。なお、在宅に戻られなかった場合は住宅改修費を支給できません。

審査・支給決定

「支給申請」と、「事前申請」で提出された書類を元に審査し、市が必要と認めた場合に限り、居宅介護(介護予防)住宅改修費が支給されます。

住宅改修利用の流れ(イメージ)



この手引きに関する問い合わせ先: 川西市介護保険課 072-740-1148(直通)